

プロポーザル方式による川崎市ふるさと納税推進業務委託選定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「川崎市ふるさと納税推進業務委託」において、公募型プロポーザル方式により受託者を特定するため、必要な事項を定めるものとする。

(審査委員会の設置)

第2条 プロポーザル方式による川崎市ふるさと納税推進業務の受託者を特定するため、プロポーザル評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の委員長、副委員長及び委員は、次のとおりとする。

役 職	委 員
委 員 長	財政局財政部長
副委員長	財政局財政部資金課長
委 員	総務企画局シティプロモーション推進室担当課長〔ブランド戦略〕
委 員	総務企画局シティプロモーション推進室担当課長〔広報〕
委 員	総務企画局都市政策部企画調整課長
委 員	経済労働局産業政策部企画課長
委 員	財政局税務部税制課長

3 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故その他の事由により職務を遂行できないときはその職務を代理する。

5 委員に事故その他の事由により職務を遂行できないときは、あらかじめ委員長が指名する者が当該委員の職務を代理することができる。

6 委員会の庶務は、財政局財政部資金課（以下「所管課」という。）において処理する。

(会議)

第3条 委員会は委員長が召集する。

2 委員会は委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(公募実施の公表)

第4条 所管課は、川崎市ふるさと納税推進業務委託において、公募型プロポーザル方式による提案書の提出を希望する者（以下「提案者」という。）を募集するときは、次の事項をホームページへ掲載する方法により公表するものとする。

- (1) 業務委託名、業務委託内容及び履行期限
- (2) 提案資格
- (3) 提案内容の評価基準
- (4) 担当部課
- (5) 参加意向申出書提出の期限、場所及び方法
- (6) 提案資格確認結果通知書の交付期間、場所及び方法
- (7) 提案書提出の期限、場所及び方法

- (8) 手続において使用する言語及び通貨
- (9) 契約書作成の要否
- (10) 関連情報を入手するための照会窓口
- (11) 評価が同点となった場合の措置
- (12) その他必要と認める事項（業務規模概算額、見積書提出の有無、提案書の作成及び提出に関する提案者の費用負担の有無等）

（参加表明手続及び提案書の提出）

第5条 提案者は、前条第5号に規定する期限までに、参加意向申出書及び必要書類を所管課に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により参加意向申出書を提出した者は、前条第7号に規定する期限までに、必要書類を添えて提案書を所管課に提出しなければならない。

（受託者の特定）

第6条 委員会は、前条第2項により提出された提案書について、客観的かつ総合的な観点から評価を行い、受託候補者を選考し、財政局契約指名業者等選定委員会に推薦する。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年10月28日から施行する。
- 2 この要綱は、業務委託契約の締結をもって廃止する。